

## 等々力緑地ネーミングライツ審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 令和5年3月31日に等々力緑地再編整備・運営等事業（以下「本事業」という。）の特定事業契約（以下「事業契約」という。）を川崎とどろきパーク株式会社（以下「事業者」という。）と締結した。本事業の事業契約では、事業者が必須で行う自主事業にネーミングライツ業務を定めており、事業者が導入する等々力緑地内各公園施設、又は等々力緑地全体のネーミングライツについて審査等を行うため、等々力緑地ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 導入の基本的な考え方に関すること
- (2) 事業者提案の審査に関すること
- (3) その他前号に関する必要な事項

### (組織)

第3条 審査委員会は、別紙1に掲げる委員をもって組織する。

### (委員長)

第4条 審査委員会の委員長は建設緑政局富士見・等々力再編整備室長をもって充てる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、前条の委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。
- 3 委員長は会務を総理し、審査委員会を招集してその議長となる。
- 4 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査委員会は、委員長が委員を招集して行う。ただし、やむを得ない場合は書面による開催も可とする。

- 2 審査委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することはできない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、第3条に掲げる委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、建設緑政局富士見・等々力再編整備室において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか審査委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行する。

別紙1（第3条関係）

委員

(1) 建設緑政局富士見・等々力再編整備室長
(2) 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
(3) 総務企画局公共施設総合調整室担当課長
(4) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
(5) 財政局財政部財政課担当課長
(6) 財政局資産管理部資産運用課長
(7) 市民文化局市民スポーツ室担当課長
(8) 建設緑政局総務部企画課長
(9) 建設緑政局緑政部みどりの管理課長
(10) 建設緑政局道路河川管理部路政課長
(11) 建設緑政局富士見・等々力再編整備室担当課長
(12) 中原区役所まちづくり推進部地域振興課長
(13) 中原区役所道路公園センター管理担当課長